（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条」を「前条」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）

第七条の二　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号。次項において「令」という。）第二条の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万五百六十円とし、前項に規定する場合にあっては一万六百八十円とする。

第八条中「前条第一項」を「第七条第一項」に、「はる」を「貼る」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十四号

旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第二条の規定に基づき、旅館業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

旅館業法施行規則の一部を改正する省令

旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

五　次に掲げる要件の全てに該当する施設

イ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。

ロ　文化財保護法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（ハにおいて「伝統的建造物」という。）であること。

ハ　伝統的建造物としての特性を維持するため、令第一条第二項第四号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（ニにおいて「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。

ニ　玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

ホ　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第五条第二項の表に次のように加える。

前項第五号に掲げる施設	令第一条第二項第四号の基準

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

別表第三の六の項中「伝統的建造物を利用した宿泊事業」を「削除」に改め、「第六条」を削る。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十七条第一項第二号の規定に基づき、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令（平成十三年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○厚生労働省・国土交通省令第三号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「及び法定代理人」を削り、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が法第八条第一項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

第七条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　登録を申請しようとする者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書